

審査基準（公表用）

様式第 3 号

所管部（局）・課 障害福祉課

法令名	身体障害者福祉法	法令番号	昭和 24 年法律第 283 号		
手続名	身体障害者手帳の交付	根拠条項	第 15 条第 4 項		
審査基準	<p>身体障害者手帳交付申請書が提出された場合の障害程度の認定に係る審査は、身体障害者福祉法施行規則別表第 5 号「身体障害者障害程度等級表」、平成 15 年 1 月 10 日付け障発第 0110001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「身体障害認定基準」、平成 15 年 1 月 10 日付け障企発第 0110001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知の別紙「身体障害認定要領」、障害者福祉研究会監修「新訂・身体障害認定基準及び認定要領」、社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会申し合わせ等に照らして行うが、主要な点は、下記のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 添付されている身体障害者診断書・意見書は、身体障害者福祉法第 15 条の規定による指定医師によって作成されたものか確認する。 2 身体障害者診断書・意見書に、障害程度の認定に必要な所見等の記載がされているか確認する。 障害程度の認定を行う上で、診断書・意見書の記入不備等がある場合には、診断書を作成した医師に照会し、当該医師による補筆記入等をさせた上で、障害程度の認定を行う。 3 身体障害者診断書・意見書の内容により、障害程度等級を認定する。 障害程度認定の時期 乳幼児に係る障害認定は、障害の種類に応じて、障害程度の判定が可能となる年齢（概ね満 3 歳）以降に行う。但し、四肢欠損や無眼球等、障害程度や持続性が医学的・客観的にみて明確な場合は、3 歳未満であっても認定は可能である。 遷延性意識障害の場合の障害認定は、原疾患についての治療が終了し、医師が障害程度や持続性が医学的・客観的に判断できるようになった時点で行う。 腸管のストマ、あるいは尿路変向（更）のストマをもつものについては、ストマ増設直後から、そのストマに該当する障害の認定を行うが、「ストマにおける排尿・排便処理が著しく困難な状態」の合併によって上位等級に該当する場合、申請日がストマ増設後 6 ヶ月を経過した日以降の場合その時点で該当する等級の認定を行う。 「高度の排尿・排便機能障害」については、先天性疾患による場合を除き、直腸の手術や自然排尿型代用ぼうこう（新ぼうこう）による神経因性ぼうこうに起因する障害又は先天性鎖肛に対する肛門形成術又は小腸肛門吻合術に起因する障害発生後 6 ヶ月を経過する日以降もって認定し、その後の状態に応じて適宜再認定を行う。 脳血管障害や頭部外傷等改善の見込める障害については、発症後 6 か月をもって障害固定と扱う。経過期間が 6 か月以上 12 か月未満については再認定を設定して固定と判断する。6 か月未満経過をもって固定と判断するに足る事由がある場合については指定医師はその旨注記する。当該案件については、社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会への諮問案件として取り扱う。 再認定について 障害の状態について、発育等によって変化が予想されると認められる場合は、当該身体障害の症状に応じ、障害認定日から 1 年以上 5 年以内の期間内に再認定を行う。 障害認定について 個別詳細については、上記の「身体障害認定基準」「身体障害認定要領」「新訂・身体障害認定基準及び認定要領」に照らして審査する。 4 障害程度が 6 級に該当しないと考えられるもの又は医学的・専門的な判断を要すると考えられる申請案件については、佐賀県社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会に諮問し、その答申に基づいて、障害程度の認定（該当・非該当）を行う。 <p style="text-align: center;">標準処理期間の日数は、佐賀県社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会に諮問する場合は除く。</p>				
受付機関	市町村	処理機関	総合福祉センター	交付機関	総合福祉センター
		標準処理期間	60	日	目次
		標準経由期間	10	日	